

介護保険料減免措置支援事業

長寿・障害福祉課

事業費：1,184千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等、住民生活等を支援する施策として、第一号被保険者に係る介護保険料の減免を令和2年度に引き続き実施する。

令和3年度は、減免額の財政措置について、国による財政支援が特別調整交付金において段階的な補助割合が設けられ、減免額によって部分的な財政支援となっており、本市は、減免額の10分の4の補助割合となる見込みである。残りの10分の6の地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、介護保険運営の安定化を図るものである。

事業内容・事業費内訳等

減免は、被保険者の申請に基づく措置であり、令和3年度賦課分に係る減免措置額の見通しがないため、令和2年度の減免額を積算基礎として令和3年度の減免措置額を見込む。

○令和3年度減免措置見込額 1,973,000円

【事業費】 1,973,000円×6/10≒1,184千円

※参考 令和2年度減免総額 3,945,655円

その他

※令和3年6月16日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援に対する今後の財政支援の取扱いに関するQ&A」問20の回答により、本交付金を活用することは可能。

※「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第5版）」

1-33 参照